

「大阪広域水道企業団将来構想」の一部修正について（案）

1. 修正の考え方

○将来構想（平成 24 年 3 月策定）については、企業団が目指すべき将来像の基本的な考え方に変更がないことから、全面的な改訂は行わない。
 ○ただし、今回、施設整備マスタープランを改訂し、整備方針を見直すことから、これに伴い、将来構想における目標についてもあわせて修正を行う。（修正は、「第 3 章 目指すべき将来像」の目標を中心に必要な箇所についてのみ行い、「第 2 章 現状と課題」等の時点修正は行わない。）

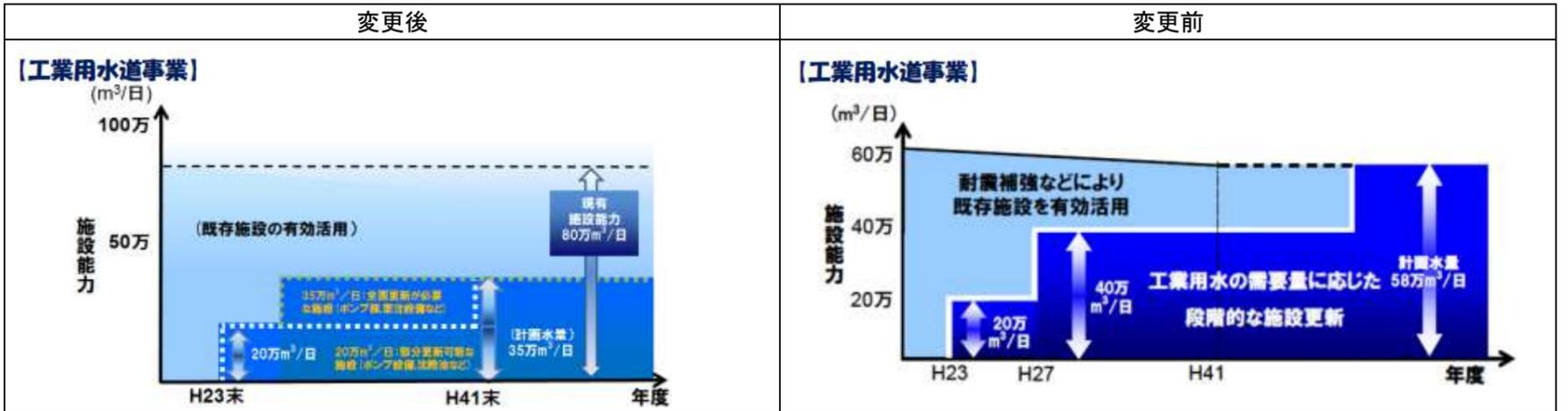
2. 修正箇所

(1) 施設整備マスタープラン（工業用水道事業）の改訂に伴う修正

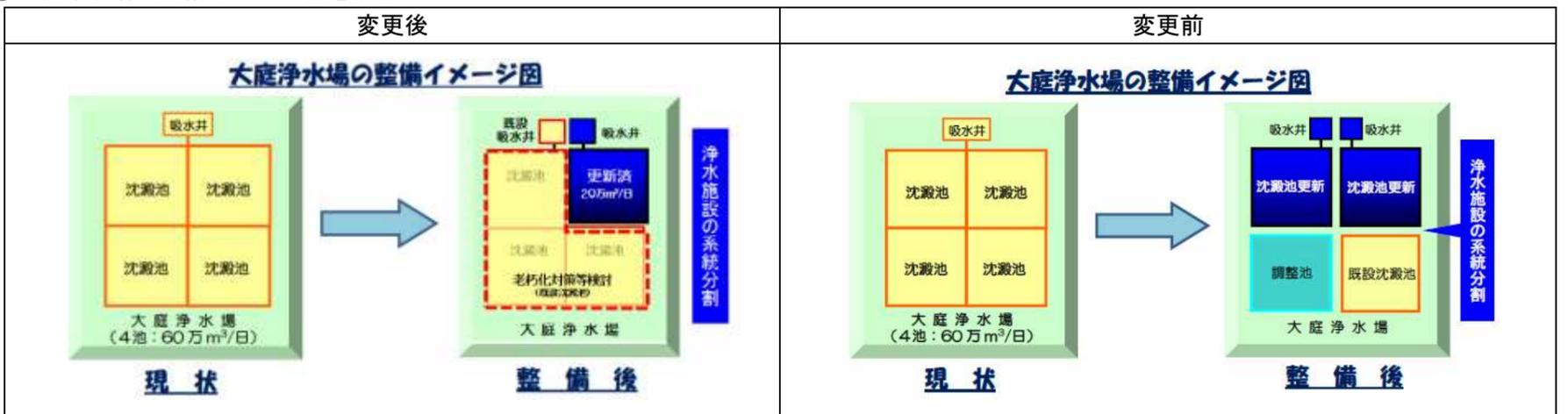
① 施設整備の目標を修正（P. 19）

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| <p>第 1 節 安定供給</p> <p>1. 施設整備</p> <p>目標</p> <p>◆ 主要な系統を定めた施設更新など、整備効果が段階的に発揮できるよう、以下の方針に基づき施設整備を進める。</p> <p>【工業用水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 35 万 m³/日(1日最大配水量相当)を供給できる施設を更新 ○ 部分更新が可能な施設は、段階的に、当面 20 万 m³/日(1日平均配水量相当)分を更新 ○ 35 万 m³/日相当を上回る部分の施設については、耐震補強等により既存施設を有効利用 ○ 将来的には、三島浄水場と大庭浄水場の2浄水場を大庭浄水場に一元化 | <p>第 1 節 安定供給</p> <p>1. 施設整備</p> <p>目標</p> <p>◆ 主要な系統を定めた施設更新など、整備効果が段階的に発揮できるよう、以下の方針に基づき施設整備を進める。</p> <p>【工業用水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 41 年度の計画水量を 58 万 m³/日とし、平成 41 年度までに 40 万 m³/日(日平均配水量相当)を供給できる施設を更新 ○ 40 万 m³/日相当を上回る部分の施設については、耐震補強等により既存施設を有効利用 ○ 将来的には、三島浄水場と大庭浄水場の2浄水場を大庭浄水場に一元化 |

② 段階的な施設更新計画の図を修正（P. 22）



③ 大庭浄水場の整備イメージ図を修正（P. 24）



(2) (1)の修正の機にあわせて修正を行うもの（「水道残さ」から「浄水発生土」への名称変更に伴う修正）

① 環境保全の目標を修正（P. 39）

| 変更後 | 変更前 |
|--|---|
| <p>第 4 節 環境保全</p> <p>目標</p> <p>◆ 大規模事業者としての社会的責任・社会的使命を果たす。</p> <p>◆ エネルギー消費量の縮減と、浄水発生土（水道残渣）等の廃棄物の減量・有効利用に取り組み、「環境にやさしい水道事業者」を目指す。</p> | <p>第 4 節 環境保全</p> <p>目標</p> <p>◆ 大規模事業者としての社会的責任・社会的使命を果たす。</p> <p>◆ エネルギー消費量の縮減と、水道残渣等の廃棄物の減量・有効利用に取り組み、「環境にやさしい水道事業者」を目指す。</p> |

② 本文を同様に修正（P. 40） ※記載を省略